

発議案第 号

## 上越市議会の会期等に関する条例の制定について

上越市議会の会期等に関する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

提出者	上越市議會議員	山 田 忠 晴
賛成者	同	ストラットン恵美子
同	同	宮 崎 朋 子
同	同	高 山 ゆう子
同	同	櫻 庭 節 子
同	同	小 林 和 孝
同	同	平良木 哲 也
同	同	滝 泽 一 成
同	同	江 口 修 一

## 上越市議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期は、5月1日から翌年4月30日までとする。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 3月1日
- (2) 6月1日
- (3) 9月1日
- (4) 12月1日

2 前項の規定にかかわらず、定例日が上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を定例日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は、付議する事件の審議の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、定例日を変更することができる。

(定例日以外の日の会議)

第3条 議長は、緊急を要する事件があると認めるとき、又は法第102条の2第7項の規

定による会議を開くことの請求があったときは、前条の規定による定例日以外の日に会議を開かなければならない。この場合においては、緊急を要する事件又は同項の規定により市長から示された事件に限りこれを会議に付議するものとする。

- 2 議長は、前項に規定する場合に備え、毎月（前条第1項に掲げる日の属する月を除く。）1日以上特定の日を、会議を開くべき日（以下「審議予備日」という。）としてあらかじめ指定するものとする。
- 3 議長は、審議予備日を指定し、又は変更しようとするときは、議会運営委員会の意見を聴いて、これをしなければならない。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。